

三次市学校運営協議会設置規則の一部を改正する教育委員会規則（案）
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（委員の任命） 第7条 協議会は、<u>20名以内</u>の委員をもって組織する。 2～4 略</p>	<p>（委員の任命） 第7条 協議会は、<u>15名以内</u>の委員をもって組織する。 2～4 略</p>